私道（わたくしどう）の整備補助規則が変わりました

○ 向日市私道整備事業補助規則とは？　（旧名称：向日市道路舗装事業補助規則）

生活環境の向上や交通安全に寄与することを目的とし、共同して私道の舗装などの新設や改修を行う方々に対して補助金を交付する制度です。

（※） 私道とは、敷地が私有地である通路のうち一般交通の用に供されているものであって公道に該当しないもの。

○ 補助となる対象は？

・工事内容　　**舗装**の新設及び改修
雨水排水施設（側溝など）の新設及び改修
交通安全施設（カーブミラーなど）の新設及び改修

・対象要件〔主な要件のみ〕

① 幅員１．８ｍ以上の通り抜け道路、または幅員２．７ｍ以上の行き止まり道路であること。

② 市長が認定する工事費が５万円以上であること。

③ 私道に隣接する土地に、住居に使用する建築物が３戸以上あること。

④ 私道の所有者や私道に隣接する地権者など全員の同意を得ていること。

⑤ 明確な道路形態を有し、築造後５年以上経過していること。

など

・施工業者　建設業法に基づく許可を有し、向日市内に営業所を置く建設業者

・補 助 率　市長が認定する工事費の<u>上限８５％</u>　（旧７０％）

その他、詳細につきましては、
建設産業部 道路整備課までお問い合わせ下さい。
連絡先　９３１－１１１１